

茅野市告示第 2 3 5 号

茅野市定期予防接種費用償還払いに関する要綱（令和 6 年茅野市告示第 71 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

茅野市長 今井 敦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
（対象となる予防接種） <u>第 2 条</u> この告示による償還払いの対象となる予防接種は、<u>法第 2 条第 2 項に規定する A 類疾病及び同条第 3 項に規定する B 類疾病に係る予防接種とする。</u> （対象者） <u>第 3 条</u> この告示による償還払いの対象者は、<u>前条に規定する対象となる予防接種の接種日において、市内に住所を有する者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。</u> (1) 及び (2) [略] （償還払いの額） <u>第 4 条</u> 償還払いの額は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u>	[削除] （対象者） <u>第 2 条</u> この告示による償還払いの対象者は、<u>予防接種の接種日において、市内に住所を有する者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。</u> (1) 及び (2) [略] （償還払いの額） <u>第 3 条</u> 償還払いの額は、<u>予防接種に要した費用（法第 2 条第 3 項に規定する疾病に係る予防接種については、当該予防接種に要した費用から茅野市予防接種料実費徴収規則（平成 25 年茅野市規則第 25 号）に基づき別に定める実費を減じて得た額）と、接</u>

(1) <u>A類疾病並びにB類疾病のうち带状疱疹及び高齢者肺炎球菌に係る予防接種 予防接種に要した費用又は接種年度における市と長野県医師会との予防接種市町村間相互乗入れ業務委託契約に基づく予防接種費用(以下この条において「委託契約費用」という。)のいずれか少ない額</u> (2) <u>B類疾病(带状疱疹及び高齢者肺炎球菌を除く。)に係る予防接種 予防接種に要した費用から別表に掲げる自己負担額を除いた額(接種日において、生活保護世帯(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯をいう。)に属する者については、予防接種に要した額)。この場合において、委託契約費用の額を上限とする。</u> [新設] (依頼書の申請等) <u>第5条</u> [略] 2 [略] 3 <u>依頼書の有効期限は、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第3条に規定する予防接種の対象者年齢までとする。</u> <u>第6条～第9条</u> [略]	<u>種日における市と長野県医師会との予防接種市町村間相互乗入れ業務委託契約に基づく予防接種費用のいずれか少ない方の額とする。</u> [削除] [削除] <u>2 前項の規定にかかわらず、申請者が生活保護世帯(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯をいう。)に属する場合の償還払いの額は、予防接種(予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第2条に規定する带状疱疹に係る予防接種は除く。)に要した費用の額とする。</u> (依頼書の申請等) <u>第4条</u> [略] 2 [略] 3 <u>依頼書の有効期限は、予防接種法施行令第3条に規定する予防接種の対象者年齢までとする。</u> <u>第5条～第8条</u> [略]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

別表を削る。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「第 5 条」を「第 4 条」に改める。

様式第 3 号中「第 6 条」を「第 5 条」に、「第 7 条」を「第 6 条」に改める。

様式第 4 号中「第 7 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日以後に第 4 条第 1 項の申請を行った予防接種から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。